

普通保険約款 および 特約



個人用自動車総合保険普通保険約款

1-1

第1章 対人賠償責任条項

1-1 第1章 対人賠償責任条項

この対人賠償責任条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、内縁を含みます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。

概要

第1条
対人賠償保険の保険金をお支払いする場合について記載しています。

☞自賠責保険等から支払われる金額を超えた場合のみ保険金をお支払いします。

第2条
対人賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「対人事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- (2) 当社は、1回の対人事故による(1)の損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額（契約自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下同様とします。）を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
 - ② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害にかぎりです。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 台風、洪水または高潮
 - ⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ 契約自動車[㊦]を競技もしくは曲技(注4)のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。
- (2) 当社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注1) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2) 核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注3) 核燃料物質(注2)によって汚染された原子核分裂生成物を含みます。
- (注4) 競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5) 競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第3条(保険金を支払わない場合—その2)

- (1) 当社は、対人事故により次の①から⑤までのいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合は、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者
- ② 契約自動車[㊦]を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者の父母、配偶者または子
- ④ 被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人
- ⑤ 被保険者の使用者の業務に従事中的他の使用人。
ただし、被保険者が契約自動車[㊦]をその使用者の業務に使用している場合にかぎりず。
- (2) 当社は、契約自動車[㊦]の所有者が個人である場合は、(1)の⑤の規定にかかわらず、記名被保険者がその使用者の業務に契約自動車[㊦]を使用しているときに、同じ使用者の業務に従事中的他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。
- (3) (2)の所有者とは次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 契約自動車[㊦]が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- ② 契約自動車[㊦]が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- ③ ①および②以外の場合は、契約自動車[㊦]を所有する者

第4条(被保険者)

- この対人賠償責任条項において、被保険者とは、次の①から④までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 記名被保険者
- ② 契約自動車[㊦]を使用または管理中の次のア. からウ. までのいずれかに該当する者
- ア. 記名被保険者の配偶者
- イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被保険者の承諾を得て契約自動車[㊦]を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務とし

第3条
対人賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

㊦ 「被保険者の使用者の業務に従事中的他の使用人」とは、被保険者と雇用主を同じくする同僚などを指します。

㊧ ご契約の自動車の所有者が「個人」の場合は、(1)の⑤の規定にかかわらず、同僚などに対して対人賠償保険の保険金をお支払いします。

第4条
対人賠償保険の補償の対象となる方について記載しています。

㊨ 自動車を取り扱う事業者やその使用人などが、ご契約の

て受託した契約自動車を使用または管理している間を除きます。

- ④ 記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者が契約自動車をその使用者（注）の業務に使用している場合にかぎりませぬ。

（注）使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第5条（個別適用）

この対人賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第10条（支払保険金の計算）(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額および同条(2)の②に定める臨時費用の額が増額されるものではありません。

第6条（当会社による援助）

被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

第7条（当会社による解決）

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（弁護士を選任を含みます。）を行います。

① 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合

② 当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合

- (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

- (3) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険金額および自賠償保険等によって支払われる金額の合計額を明らかに超える場合

② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合

③ 契約自動車に自賠償保険等の契約が締結されていない場合

④ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- (1) 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

- (2) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの対人賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法

自動車を業務として受託し、使用・管理している間は補償の対象外となります。

☑ 記名被保険者がご契約の自動車を業務に使用中の場合は、その使用者（雇用主等）についても、被保険者となります。

第5条

この対人賠償責任条項に定める内容は被保険者ごとに個別に適用する旨を記載しています。

第6条

対人事故で補償の対象となる方が損害賠償請求を受けた場合に、当社が事故解決のために、協力・援助を行う旨を記載しています。

第7条

対人事故で損害賠償の請求を受けた場合に、当社が補償の対象となる方のために示談交渉を行う旨を記載しています。

☑ 例外ケース（当社が示談交渉を行わないケース）について記載しています。

第8条

対人事故において、損害賠償請求権者（事故の相手方）が、当社に直接損害賠償額を請求できること（「直接請求権」）について記載しています。

（※この条は損害賠償請求権者から直接請求がなされた場合にのみ、適用する規定です。）

- 律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ (3)に定める損害賠償額が保険金額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を超えることが明らかになった場合
- ⑤ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する事由があった場合
- ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
- イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

－ ② 自賠償保険等によって支払われる金額

－ ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

☞被保険者の保険金請求と競合した場合は、損害賠償請求権者(事故の相手方)への損害賠償額のお支払いを優先し、重複して保険金をお支払いしません。

第9条 (費用)

- (1) 保険契約者または被保険者が支出した次の①から⑤までの費用(注)は、これを損害の一部とみなします。

区 分	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶発的な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

第9条
ご契約者または補償の対象となる方が支出された費用のうち、損害の一部として保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

④ 示談交渉費用	対人事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第7条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑤ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

(2) 被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次の①または②のいずれかに該当するときは、(1)の費用のほか、被保険者が臨時に必要とする費用（以下「臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 対人事故の直接の結果として死亡したとき。
- ② 対人事故の直接の結果として病院または診療所に3日以上入院したとき。

(注)費用

収入の喪失を含みません。

第10条（支払保険金の計算）

(1) 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険金額を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+ ② 前条(1)の①から③までの費用

- ③ 自賠償保険等によって支払われる金額

(2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の①から③までの額の合計額を支払います。

- ① 前条(1)の④および⑤の費用
- ② 前条(2)の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき、次のア、またはイ、の額とします。
ア. 前条(2)の①に該当するときは、15万円
イ. 前条(2)の②に該当するときは、3万円
- ③ 第7条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

第11条（仮払金および供託金の貸付け等）

(1) 第6条（当会社による援助）または第7条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険金額の範囲内（注）で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金（利息を含みます。以下この条において、同様とします。）の取戻請求権の

☞対人事故において、見舞金など被保険者が臨時に必要とされる費用についても損害の一部として保険金をお支払いします。

第10条
対人賠償保険の支払保険金の計算方法について記載しています。

☞①から③に掲げる費用などは、対人賠償保険の保険金額を超過した場合でもお支払いします。

第11条
補償の対象となる方に対する仮処分・仮差押命令や、仮執行がなされる場合において、当社が仮払金・供託金の貸付けを行う場合の取扱いについて記載しています。

上に質権を設定するものとします。

- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①および②の規定は、その貸付けまたは供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。

① 第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)のただし書

② 第10条（支払保険金の計算）(1)のただし書

- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された供託金の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付け金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。

- (5) 基本条項第22条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付け金が保険金として支払われたものとみなします。

(注) 保険金額の範囲内

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

第12条（先取特権）

- (1) 対人事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第9条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額が、前条(2)の②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第9条（費用）(1)の①から③までの規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第12条

対人事故において、損害賠償請求権者（事故の相手方）は他の債権者に優先して保険金を受け取ることができること（「先取特権」）について記載しています。

第13条

損害賠償請求権者への支払保険金と被保険者が請求できる費用保険金の合計額が保険金額を超過する場合は、損害賠償請求権者への支払保険金が優先される旨を記載しています。

この対物賠償責任条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、内縁を含みます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。

概要

第1条（保険金を支払う場合）

当会社は、契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること（以下「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対物賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合—その1）

(1) 当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
- ② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害にかぎりません。
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 台風、洪水または高潮
- ⑥ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑦ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ ③から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ 契約自動車を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。

(2) 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（注1）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治

第1条
対物賠償保険の保険金をお支払いする場
合について記載して
います。

第2条
対物賠償保険の保険
金をお支払いできな
い場合について記載
しています。

- 安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (注2)核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- (注3)核燃料物質(注2)によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- (注4)競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- (注5)競技もしくは曲技を行うことを目的とする場
所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使
用している場合を除きます。

第3条(保険金を支払わない場合—その2)

当社は、対物事故により次の①から③までのいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合は、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者
- ② 契約自動車^㉔を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- ③ 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

第4条(被保険者)

この対物賠償責任条項において、被保険者とは、次の①から④までのいずれかに該当する者をいいます。

- ① 記名被保険者
- ② 契約自動車^㉔を使用または管理中の次のア. からウ. までのいずれかに該当する者
 - ア. 記名被保険者の配偶者
 - イ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ウ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ③ 記名被保険者の承諾を得て契約自動車^㉔を使用または管理中の者。ただし、自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車^㉔を使用または管理している間を除きます。
- ④ 記名被保険者の使用者(注)。ただし、記名被保険者が契約自動車^㉔をその使用者(注)の業務に使用している場合にかぎります。

(注)使用者

請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

第5条(個別適用)

この対物賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第10条(支払保険金の計算)(1)に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第6条(当会社による援助)

被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

第7条(当会社による解決)

(1) 次の①または②のいずれかに該当する場合は、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き(弁護士を選任を含みます。)を行い

第3条

対物賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

第4条

対物賠償保険の補償の対象となる方について記載しています。

㉔自動車を取り扱う事業者やその使用人などが、ご契約の自動車を業務として受託し、使用・管理している間は補償の対象外となります。
㉔記名被保険者がご契約の自動車を業務に使用中の場合は、その使用者(雇用主等)についても、被保険者となります。

第5条

この対物賠償責任条項に定める内容は被保険者ごとに個別に適用する旨を記載しています。

第6条

対物事故で補償の対象となる方が損害賠償請求を受けた場合に、当社が事故解決のために、協力・援助を行う旨を記載しています。

第7条

対物事故で損害賠償の請求を受けた場合に、当社が補償の対象となる方のために示談交渉を行う旨を記載しています。

ます。

- ① 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合
 - ② 当社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合
- (2) (1)の場合は、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (3) 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
- ① 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険金額(注)を明らかに超える場合
 - ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- (注)保険金額

第10条(支払保険金の計算)(3)の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険金額が10億円を超える場合は、10億円とします。

第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)

- (1) 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- (2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額)を限度とします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
 - ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する事由があった場合
 - ア. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- (3) 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

— ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額

- (4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- (5) (2)または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権

☞例外ケース(当社が示談交渉を行わないケース)について記載しています。

第8条 対物事故において、損害賠償請求権者(事故の相手方)が当社に直接損害賠償額を請求できること(「直接請求権」)について記載しています。

(※この条は損害賠償請求権者から直接請求がなされた場合にのみ、適用する規定です。)

☞被保険者の保険金請求と競合した場合は、損害賠償請求権者(事故の相手方)への損害賠償額のお支払いを優先し、重

者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (6) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が保険金額（注）を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
- (7) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(6)の規定にかかわらず、1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が保険金額（注）を超えると認められる時以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することができるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当会社がこの対物賠償責任条項および基本条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につき既に支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

- ① (2)の④に規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

（注）保険金額

第10条（支払保険金の計算）(3)の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険金額が10億円を超える場合は、10億円とします。

第9条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の①から⑥までの費用（注1）は、これを損害の一部とみなします。

区 分	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第18条（事故発生時の義務）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③ 緊急措置費用	保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用

復して保険金をお支払いしません。

☞例外ケース（対物賠償保険において、直接請求権を行使できないケース）について記載しています。

第9条

ご契約者または補償の対象となる方が支出された費用のうち、損害の一部として保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

④ 落下物取り片付け費用	偶然な事故によって契約自動車に積載していた動産（注2）が落下したことに起因して、落下物を取り片付けるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取り片付け費用
⑤ 示談交渉費用	対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第7条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
⑥ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

(注1)費用

収入の喪失を含みません。

(注2)契約自動車に積載していた動産

法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。

第10条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険金額を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

+ ② 前条①から④までの費用

- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、次の①および②の額の合計額を支払います。

① 前条⑤および⑥の費用

② 第7条（当会社による解決）(1)の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

- (3) (1)のただし書の規定にかかわらず、次の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険金額が10億円を超える場合は、当会社の支払う保険金の額は10億円を限度とします。

① 契約自動車に業務（家事を除きます。以下同様とします。）として積載されている危険物（注）の火災、爆発または漏えいに起因する事故

② 契約自動車^が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務として積載されている危険物（注）の火災、爆発または漏えいに起因する事故

③ 航空機の滅失、破損または汚損
(注)危険物

道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。

第10条
対物賠償保険の支払
保険金の計算方法に
ついて記載していま
す。

第11条（仮払金および供託金の貸付け等）

- (1) 第6条（当会社による援助）または第7条（当会社による解決）(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の対物事故につき、**保険金額**（注1）の範囲内（注2）で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- (2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合は、**被保険者は**、当会社のために供託金（利息を含みます。）以下この条において、同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①および②の規定は、その貸付金または供託金を既に支払った保険金とみなして適用します。
- ① 第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)のただし書および同条(7)のただし書
- ② 前条(1)のただし書
- (4) (1)の供託金が第三者に還付された場合は、その還付された供託金の限度で、(1)の当会社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 基本条項第22条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。
- (注1) 保険金額
前条(3)の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、**保険金額が10億円を超える場合は、10億円とします。**
- (注2) 保険金額（注1）の範囲内
同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額の範囲内とします。

第12条（先取特権）

- (1) 対物事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除

第11条
補償の対象となる方に対する仮処分・仮差押命令や、仮執行がなされる場合において、当社が仮払金・供託金の貸付けを行う場合の取扱いについて記載しています。

第12条
対物事故において、損害賠償請求権者（事故の相手方）は他の債権者に優先して保険金を受け取ることができること（「先取特権」）について記載しています。

いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第9条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第13条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額（注）が、前条(2)の②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第9条（費用）①から④までの規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

(注) 保険金額

第10条（支払保険金の計算）(3)の①から③までのいずれかに該当する対物事故で、かつ、保険金額が10億円を超える場合は、10億円とします。

第13条

損害賠償請求権者への支払保険金と被保険者が請求できる費用保険金の合計額が保険金額を超過する場合は、損害賠償請求権者への支払保険金が優先される旨を記載しています。

この人身傷害補償条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
身体に傷害を被ること	事故の直接の結果として、次の①から③までのいずれかに該当することをいいます。 ① 傷害 生活機能または業務能力の滅失または減少をきたし、かつ、治療を要した場合で、平常の生活または平常の業務に従事することができない状態であること。 ② 後遺障害 被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損で、治療の効果が医学上期待できない状態であること。 ③ 死亡 死亡したこと。
正規の乗車装置	乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保安基準」に定める乗車装置をいいます。
他の自動車	契約自動車以外の自動車をいいます。なお、契約自動車以外の自動車には原動機付自転車を含みます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、内縁を含みます。
賠償義務者	人身傷害事故により、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者をいいます。
保険金請求権者	人身傷害事故によって損害を被った次の①または②に該当する者をいいます。 ① 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。） ② 被保険者の父母、配偶者または子
未婚	これまでに法律上の婚姻歴がないことをいいます。
用途および車種	用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車の種類の区分をいいます。なお、用途および車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当社が定める区分によるものとします。

労働者災害補償
制度

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

概要

第1条
人身傷害補償保険の
保険金をお支払いす
る場合について記載
しています。

☎ア. からオ. に
ついては、ご契約の
自動車以外で、補償
の対象となる自動車
〔他の自動車〕の
条件を記載していま
す。

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、日本国内において、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被ること（以下「人身傷害事故」といいます。）によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害（注1）に対して、この人身傷害補償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- ① 契約自動車の運行に起因する事故
- ② 他の自動車の運行に起因する事故。ただし、被保険者が他の自動車に搭乗中の場合は、次のア. からオ. までの条件をすべて満たしているときにかぎります。
- ア. 他の自動車の用途および車種が、二輪自動車および原動機付自転車以外の用途および車種であること。
- イ. 他の自動車が、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくははその配偶者の同居の親族が所有する自動車（注2）以外の自動車であること。
- ウ. 他の自動車が、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくははその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車以外の自動車であること。
- エ. 被保険者が、被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する他の自動車（注3）に搭乗中でないこと。
- オ. 被保険者が、自動車取扱業者であり、かつ、他の自動車を業務として受託している場合以外であること。
- ③ 契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下。ただし、被保険者が契約自動車に搭乗中である場合にかぎります。
- ④ 他の自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または他の自動車の落下。ただし、被保険者が他の自動車に搭乗中であり、かつ、②のア. からオ. までの条件をすべて満たしている場合にかぎります。
- (2) (1)の損害には、日射、熱射または精神的衝動による障害によって被保険者が被る損害および被保険者の訴えを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない症状による損害を含みません。
- (3) この人身傷害補償条項において、無保険自動車とは、他の自動車のうち、次の①から③までのいずれかの条件を満たすものをいいます。
- ① その自動車について適用される対人賠償保険等がないこと。
- ② 賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、その自動車について適用される対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を全く受けることができないこと。
- ③ その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、無制限ではないこと。
- (4) 他の自動車が明らかでないと認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。

- (5) (3)および(4)の規定にかかわらず、他の自動車^が2台以上ある場合は、すべての他の自動車について(3)または(4)のいずれかの条件を満たすときにかぎり、それぞれの他の自動車を無保険自動車とみなします。
 (注1)被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害
 第6条(損害額の決定)に定める損害額をいいます。
 (注2)所有する自動車
 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。
 (注3)所有する他の自動車
 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第2条(保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注1)
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④ ③に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ ①から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 契約自動車^を競技もしくは曲技(注4)のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用(注5)すること。

(注1)暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注3)核燃料物質(注2)によって汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。

(注4)競技もしくは曲技

競技または曲技のための練習を含みます。

(注5)競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用

救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第3条(保険金を支払わない場合—その2)

(1) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかの状態で契約自動車または他の自動車を運転している場合に生じた損害
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たない状態
 - イ. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に定める酒気を帯びた状態
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態

第2条
 人身傷害補償保険の
 保険金をお支払いで
 きない場合について
 記載しています。

第3条
 人身傷害補償保険の
 保険金をお支払いで
 きない場合について
 記載しています。

- ③ 被保険者が、契約自動車または他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで契約自動車または他の自動車に搭乗中に生じた損害
- ④ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- (2) 損害が保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって生じた場合は、当会社はその者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（注1）による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が他の自動車に競技もしくは曲技（注2）のために搭乗中、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中（注3）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、次条(1)の④に掲げる者が、自ら所有する他の自動車（注4）または主として使用する他の自動車を、自ら運転者として運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注1）創傷感染症
たふし、りんしんせん、かいけつしやう、はしやうふう
 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいいます。
- （注2）競技もしくは曲技
 競技または曲技のための練習を含みます。
- （注3）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において搭乗中
 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。
- （注4）自ら所有する他の自動車
 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。

第4条（被保険者）

- (1) この人身傷害補償条項において、被保険者とは、次の①から⑤までのいずれかに該当する者をいいます。
- ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の配偶者
 - ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤ ①から④まで以外の者で、契約自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（注1）に搭乗中の者
- (2) (1)に定める者のほか、次の①または②のいずれかに該当する者をこの人身傷害補償条項の被保険者とします。ただし、これらの者が契約自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合にかぎり、
- ① 契約自動車の保有者（注2）
 - ② 契約自動車の運転者（注3）
- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、自動車取扱業者が契約自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者に含みません。
- (4) (1)および(2)の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で契約自動車または他の自動車に搭乗している者は被保険者に含みません。
- （注1）室内
 隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。
- （注2）保有者
 自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。

第4条
 人身傷害補償保険の補償の対象となる方について記載しています。

☞自動車を取り扱う事業者やその使用人などが、ご契約の自動車を業務として受託し、使用・管理している間は補償の対象外となります。

☞極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗されている方は補償の対象外となります。

(注3)運転者

自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。

第5条（個別適用）

この人身傷害補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

第6条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害額は、被保険者が傷害、後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める算定基準（以下「算定基準」といいます。）に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、上記の額が自賠責保険等によって支払われる金額（注）を下回る場合は、自賠責保険等によって支払われる金額（注）とします。

（注）自賠責保険等によって支払われる金額

自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。

第7条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の①および②の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

区 分	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第18条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用

（注）費用

収入の喪失を含みません。

第8条（支払保険金の計算）

- (1) 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式により算出された額とします。この場合において、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき保険金額（注1）を限度とします。ただし、別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級(3)もしくは(4)に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額（注1）が無制限以外のときは、保険金額（注1）の2倍の金額を限度とします。

① 第6条（損害額の決定）の規定により決定される損害額

+ ② 前条①および②の費用の合計額

- (2) 他の自動車が無保険自動車である場合は、(1)の規定による保険金のほか、(1)の①の損害額に、賠償義務者の責任割合を乗じた額および(1)の②の額の全額を支払います。ただし、損害額および(1)の②の額の合計額から(1)の規定により支払われる保険金を差し引いた額を限度とします。
- (3) 次の①から⑥までのいずれかに該当するもの（以下この(3)において、「回収金等」といいます。）がある場

第5条

この人身傷害補償条項に定める内容は、補償の対象となる方ごとに個別に適用します。

第6条

損害額の決定方法について記載しています。

第7条

ご契約者または補償の対象となる方が支出した費用のうち、損害の一部として保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

第8条

人身傷害補償保険の支払保険金の計算方法について記載しています。

☞相手自動車が無保険自動車である場合の保険金のお支払い方法について記載しています。

☞自賠責保険などの回収金がある場合の保険金のお支払い

合において、回収金等の合計額が保険金請求権者の自己負担額（注2）を超過するときは、当会社は(1)および(2)に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。なお、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額（注2）の算定にあたっては、その基準により算出された額を損害額とします。ただし、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用および遅延損害金は損害額に含まれません。

- ① 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によって既に給付が決定したまたは支払われた金額
- ② 対人賠償保険等（注3）によって賠償義務者が第1条（保険金を支払う場合）(1)の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して既に給付が決定したまたは支払われた保険金または共済金の額
- ③ 保険金請求権者が賠償義務者から既に取得した損害賠償金の額
- ④ 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合は、その給付される額（注4）
- ⑤ 第6条（損害額の決定）の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した額
- ⑥ ①から⑤までのほか、第1条(1)の損害を補償するために支払われるその他の給付（注5）で、保険金請求権者が既に取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額

（注1）保険金額

保険証券記載の保険金額をいいます。

（注2）自己負担額

損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額から(1)および(2)に定める保険金の額を差し引いた額をいいます。

（注3）対人賠償保険等

人身傷害事故により、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

（注4）給付される額

社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。

（注5）その他の給付

保険金および共済金を含まません。

第9条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 次の①または②のいずれかの影響により第1条（保険金を支払う場合）の損害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
 - ① 被保険者が第1条の損害を被ったとき既に存在していた身体の障害または疾病の影響
 - ② 被保険者が第1条の損害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害または疾病の影響
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（保険金を支払う場合）の損害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第9条

補償の対象となる方が損害を被った時点で既に存在していた身体の障害または疾病の影響により損害が重大となった場合の損害額の決定方法などについて記載しています。

☞被保険者が治療を怠ったために損害が重大となった場合の損害額の決定方法について記載しています。

この車両条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、内縁を含みます。
被保険者	保険金の支払対象となる損害を受ける者をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する額をいいます。なお、保険証券に「自己負担額」の記載がある場合は、その自己負担額のことをいいます。

概要

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、次の①または②のいずれかの事由によって契約自動車に生じた損害に対して、この車両条項および基本条項に従い、保険金を支払います。

① 契約自動車の盗難

② ①以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、洪水、高潮その他偶然な事故。ただし、契約自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。

(2) (1)の契約自動車には、次の①から③までに規定する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。

① 契約自動車に定着（注1）されている物

② ①以外の物で、車室内でのみ使用することを目的として契約自動車に固定されているカーナビゲーションシステム（注2）、ETC車載器（注3）その他これらに準ずる物

③ ①および②以外の物で、契約自動車に装備（注4）されている物

(3) (2)の付属品には、次の①から③までのいずれかに該当する物を含みません。

① 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品

② 法令により、自動車に定着（注1）、固定または装備（注4）することを禁止されている物

③ 通常装飾品とみなされる物

（注1）定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。

（注2）カーナビゲーションシステム

自動車用電子式航法装置をいいます。

（注3）ETC車載器

有料道路自動料金収受システムにおいて使用する車載器をいいます。

（注4）装備

自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い契約自動車に備えつけられている状態をいいます。

第2条（協定保険価額）

(1) 当社と保険契約者または被保険者は、保険契約締

第1条
車両保険の保険金をお支払いする場合について記載しています。

☞付属品として車両保険の補償の対象になるものを記載しています。

☞付属品の対象にならないものを記載しています。

第2条
車両保険の保険金額となる「協定保険価額」の設定方法について記載しています。

結の時における契約自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額を契約自動車の価額として協定し、その価額（以下「協定保険価額」といいます。）を保険金額として定めるものとします。

- (2) (1)の「市場販売価格相当額」とは、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。
- (3) 保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の装着等によって契約自動車の価額が著しく増加した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知し、承認を請求しなければなりません。
- (4) 保険契約締結の後、契約自動車の改造、付属品の取りはずし等によって契約自動車の価額が著しく減少した場合は、保険契約者または被保険者は、当社に対する通知をもって、協定保険価額および保険金額について、減少後の契約自動車の価額に至るまで減額することを請求できます。
- (5) (3)および(4)の場合は、当社と保険契約者または被保険者は、将来に向かって、保険証券記載の協定保険価額に(3)の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の協定保険価額から(4)の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
- (6) 基本条項第7条（契約自動車の入替）(1)の①または②のいずれかの場合において、保険契約者が書面により契約自動車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認するときは、同条(1)の①または②に定める新規取得自動車または所有自動車の価額を(1)および(2)の規定により定め、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。

☞保険契約締結後、改造・付属品の装着などの理由により、ご契約の自動車の価額が変動した場合の、協定保険価額変更の取扱いについて記載しています。

第3条（価額の評価のための告知）

保険契約者または被保険者は、契約自動車の協定保険価額を定めるに際し、当社が契約自動車の価額を評価するために必要と認めて照会した事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

第4条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 次のア. からオ. までのいずれかに該当する者の故意または重大な過失
 - ア. 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
 - イ. 所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
 - ウ. 上記ア. およびイ. に定める者の法定代理人
 - エ. 上記ア. およびイ. に定める者の業務に従事中の使用人
 - オ. 上記ア. およびイ. に定める者の父母、配偶者または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎりません。
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）

第4条 車両保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- ⑧ 詐欺または横領
- ⑨ 契約自動車[△]を競技もしくは曲技（注4）のために使用すること、または、競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用（注5）すること。
（注1）暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注2）核燃料物質
使用済燃料を含みます。
- （注3）核燃料物質（注2）によって汚染された物
原子核分裂生成物を含みます。
- （注4）競技もしくは曲技
競技または曲技のための練習を含みます。
- （注5）競技もしくは曲技を行うことを目的とする場所において使用
救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用している場合を除きます。

第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 契約自動車[△]に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さびその他自然の消耗
- ② 故障損害（注）
- ③ 契約自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
- ④ 付属品のうち第1条（保険金を支払う場合）(2)の③に定める物に生じた損害。ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑤ タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。
ただし、契約自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- ⑥ 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害
（注）故障損害
偶然な外来の事故に直接起因しない契約自動車の電氣的損害または機械的損害をいいます。

第6条（保険金を支払わない場合—その3）

当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している場合、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で契約自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうれいがある状態で契約自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

第5条
車両保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

第6条
車両保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

- ② 所有権留保条項付売買契約に基づく契約自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく契約自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- ③ ①および②に定める者の法定代理人
- ④ ①および②に定める者の業務に従事中の使用人
- ⑤ ①および②に定める者の父母、配偶者または子

第7条（被保険者）

この車両条項において、被保険者とは、契約自動車の所有者をいいます。

第8条（損害額の決定）

当社が保険金を支払うべき損害の額は、次のとおりとします。

区 分	損害の額
① 契約自動車の損傷を修理することができない場合	協定保険価額
② 上記①以外の場合	次の算式により算出された額。ただし、実際に修理しなかった場合は、修理費は協定保険価額を限度とします。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ア. 修理費</div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">イ. 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額</div> </div>

- 第7条
車両保険の補償の対象となる方について記載しています。
- 第8条
損害額の決定方法について記載しています。

ご契約の自動車が修理可能な場合の損害額の計算方法について記載しています。

第9条（修理費）

この車両条項において、修理費とは、損害が生じた地および時において、契約自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、契約自動車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

- 第9条
車両保険における修理費の定義を記載しています。

第10条（費用）

次条の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の①から⑥までの費用（注1）をいいます。

区 分	費用の内容
① 損害防止費用	基本条項第18条(事故発生時の義務)①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
② 権利保全行使費用	同条項第18条⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
③ 応急処置費用	契約自動車が走行不能(注2)となった地において契約自動車を自力で走行できる状態に復旧するために必要な応急の処置に要する費用

- 第10条
ご契約者または補償の対象となる方が支出した費用のうち、保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

④ 運搬費用	契約自動車が行走不能(注2)となった地から、次のア、またはイ、のいずれかの場所まで契約自動車をレッカー車等で運搬するために要する費用 ア. 損害発生の地、保険証券記載の被保険者の居住地(保険証券記載の住所をいいます。)または契約自動車の所有者の居住地のもよりの修理工場 イ. 上記ア. 以外の場所で、当会社の指定する場所
⑤ 引取費用	契約自動車が行走不能(注2)となった場合で、③または④の費用のほか、契約自動車を引き取るために要する費用
⑥ 共同海損分担保費用	船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する契約自動車の分担額

(注1)費用

収入の喪失を含みません。

(注2)走行不能

自力で走行できない状態、盗難により使用できない状態または法令により走行が禁じられた状態をいいます。

第11条 (支払保険金の計算)

- (1) 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次のとおりとします。ただし、保険金額を限度とします。

区 分	保険金の額
① 全損の場合	協定保険価額
② 上記①以外の場合	次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第8条(損害額の決定)②の額 </div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 免責金額 </div>

- (2) 当会社の保険金を支払うべき損害が全損である場合は、当会社は、(1)の保険金に加え、保険金額の10%に相当する額を臨時費用保険金として被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。
- (3) (1)および(2)の保険金に加え、保険契約者または被保険者が前条に定める費用を支出した場合は、当会社は、これらの費用の合計額を保険金として支払います。ただし、前条③から⑤までの費用については、当会社が保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、かつ、1回の事故につき、前条③から⑤までの費用を合計して、15万円または保険金額の10%のいずれか高い額を限度とします。
- (4) 当会社は、(2)および(3)の規定によって支払うべき保険金と(1)の保険金の合計額が保険金額を超える場合であっても、(2)および(3)の保険金を支払います。
- (5) 第8条(損害額の決定)の損害の額および前条の費用のうち、被保険者のために第三者から既に回収されたもの(以下この(5)において、「回収金」といいます。)がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額(注)を超過するときは、当会社は(1)から(4)までに定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- (6) この車両条項において、全損とは、契約自動車の損傷を修理することができない場合または修理費が、協

第11条
車両保険の支払保険金の計算方法について記載しています。

☞事故によって、ご契約の自動車が第11条(6)に定める「全損」となった場合に臨時費用保険金をお支払いします。

☞(2)および(3)に定める費用などは、ご契約の保険金額を超過した場合でもお支払いします。

☞第三者からの回収金がある場合は、ご契約の保険金額のお支払い方法について記載しています。

定保険価額以上となる場合をいいます。

- (7) (1)の免責金額は、当社が支払責任を負う事故の発生時の順によって定めるものとします。

(注)自己負担額

損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額から(1)、(3)および(4)に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。

第12条（協定保険価額超過時の取扱い）

協定保険価額が契約自動車の価額を著しく超える場合は、第8条（損害額の決定）および前条の規定の適用においては、契約自動車の価額を協定保険価額および保険金額とします。

第13条（現物による支払）

当社は、契約自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

第14条（被害物についての当社の権利）

- (1) 当社が全損として保険金を支払った場合は、当社は、契約自動車について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (2) 契約自動車の部分品または付属品が盗難にあった場合に、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の損害額に対する割合によって、その盗難にあった物について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (1)および(2)の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、契約自動車またはその部分品もしくは付属品について被保険者が有する所有権その他の物権は当社に移転しません。

第15条（盗難自動車の返還）

当社が第1条（保険金を支払う場合）(1)の①に定める契約自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に契約自動車が発見された場合は、被保険者は、既に受け取った保険金を当社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合は、発見されるまでの間に契約自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

第12条
協定保険価額がご契約の自動車の価額を著しく超える場合の取扱いについて記載しています。

第14条
車両保険金をお支払いした場合、ご契約の自動車の所有権の取扱いについて記載しています。

第15条
ご契約の自動車が盗難にあわれた場合で、保険金をお支払いした後に発見された場合の取扱いについて記載しています。

この基本条項において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
自賠償保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際の売買契約のうち、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、特段の定めのないかぎり、内縁を含みます。
賠償義務者	人身傷害補償条項に定める賠償義務者をいいます。
被保険者	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項における被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項の保険金をいいます。
保険金請求権者	人身傷害補償条項に定める保険金請求権者をいいます。
無効	契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する額をいいます。なお、保険証券に「自己負担額」の記載がある場合は、その自己負担額のことをいいます。
用途および車種	用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車等の自動車の種類の区分をいいます。なお、用途および車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当社が定める区分によるものとします。

概要

第1条（保険責任の始期および終期）

- 当社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第1条
当社の保険責任が開始する日時と終了する日時について記載しています。

- (3) 当社は、必要事項が記載された当会社所定の保険契約申込書を受領した時までに生じた事故による損害または傷害に対しては、**保険金**を支払いません。
- (4) 保険契約者は、この保険契約に付帯される特約の規定に従い、この保険契約に定められた保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (注)初日の午後4時
保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

☞ 保険期間の初日以降であっても、保険契約申込書が未提出の場合は、当社の保険責任は生じません。

☞ ご契約者の保険料の払込方法については所定の特約に規定しています。

第2条
当社の保険責任が日本国内（日本国外における船舶内を含みます。）での事故を対象とする旨を記載しています。

第3条
ご契約時に告知事項について正確に申告いただく義務（告知義務）があることと、告知義務に違反した場合の保険契約の取扱いについて記載しています。

☞ 上記(2)の例外となる場合について記載しています。

第4条
ご契約締結後に①から④の事実が発生した場合にその事実を通知する義務（通知義務）があることと、通知義務に違反した場合の保険契約の取扱いについて記載しています。

第2条（保険責任のおよぶ地域）

- 当社は、契約自動車^①が日本国内（注）にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ**保険金**を支払います。
- (注)日本国内
日本国外における日本船舶内を含みます。

第3条（告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者（注1）になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または記名被保険者（注1）が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注2）
- ③ 保険契約者または記名被保険者（注1）が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、**保険金**を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (注1)記名被保険者
車両保険契約においては、被保険者とします。
- (注2)事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第4条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次の①から④までのいずれかに

該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。

- ① 契約自動車の用途、車種または登録番号（注1）を変更すること。
 - ② 契約自動車の使用目的（注2）を変更すること。
 - ③ この保険契約の保険料を決定するための保険事故歴等の条件に変更を生じさせる事実が発生すること。
 - ④ ①から③までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注3）が発生すること。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社はその返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかず発生した事故による損害または傷害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（注4）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (8) 保険契約締結の後、保険契約申込書または保険証券に記載された等級に変更を生じさせる事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その事実について、当会社に正確に通知しなければなりません。
- (注1)登録番号
車両番号を含みます。
- (注2)使用目的
業務使用または通勤・通学使用等をいいます。
- (注3)告知事項の内容に変更を生じさせる事実
告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実にかぎりません。
- (注4)この保険契約の引受範囲
保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第5条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第6条（契約自動車の譲渡）

- (1) 契約自動車が譲渡（注1）された場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を契約自動車の譲受人（注2）に移転させるときは、あらかじめその旨を書面をもって当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) 当会社は、契約自動車が譲渡（注1）された後、(1)の書面を受領するまでの間に契約自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社が(1)の請求を承認しない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)に基づく当会社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて1か月以内に行使しなければ消滅します。
 (注1) 譲渡
 所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の契約自動車の返還を含みます。
 (注2) 譲受人
 所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく借主を含みます。

第7条（契約自動車の入替）

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する場合で、新規取得自動車または所有自動車と契約自動車の入替を行うときは、保険契約者は、あらかじめその旨を書面をもって当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
 - ① 次のア. から工. までのいずれかに該当する者が、契約自動車と同一の用途および車種（注1）の自動車を新たに取得（注2）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合（この条において、「自動車の新規取得」といい、その自動車を「新規取得自動車」といいます。）
 - ア. 契約自動車の所有者
 - イ. 記名被保険者
 - ウ. 記名被保険者の配偶者
 - エ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
 - ② 契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合（以下この条において、「契約自動車の廃車等」といいます。）。ただし、①のア. から工. までのいずれかに該当する者が所有（注3）する自動車（契約自動車および新規取得自動車を除き、契約自動車と同一の用途および車種（注1）の自動車とします。この条において、「所有自動車」といいます。）がある場合にかぎりあります。
- (2) (1)の所有者とは、次の①から③までのいずれかに該当する者をいいます。
 - ① 契約自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
 - ② 契約自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主
 - ③ ①および②以外の場合は、契約自動車を所有する者

第6条
 ご契約の自動車を他の人に譲渡した場合で、保険契約上の権利・義務をあわせて移転させる場合の取扱いについて記載しています。

☞ご契約の自動車を譲渡した後に、ご契約の自動車に生じた事故については、保険金のお支払い対象となりません。

第7条
 ご契約の自動車を、新しく取得した自動車または既に所有されている他の自動車に変更できる条件と、手続きについて記載しています。

☞上記(1)の所有者の定義を記載しています。

- (3) 当社は、自動車の新規取得または契約自動車の廃車等のあった後、(1)の書面を受領するまでの間に新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当社が(1)の請求を承認しない場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合にかぎります。
- (5) (4)に基づく当社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて1か月以内に行使しなければ消滅します。
- (注1)同一の用途および車種
別表Ⅱに掲げる用途および車種をいいます。
- (注2)取得
所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。
- (注3)所有
所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。

第8条（契約内容の変更）

- (1) 保険契約者は、第3条（告知義務）から前条まで以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面をもってその旨を当社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- (2) (1)の場合において、当社が書面を受領するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第9条（保険契約の無効）

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第10条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第12条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次の①から③までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ ①および②に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①および②の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) (1)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、

ご契約の自動車の変更手続きがなされていない場合は、保険金をお支払いできません。

第8条
第3条から第7条まで以外の契約内容の変更をする場合の取扱いについて記載しています。

第9条
ご契約が無効になる場合について記載しています。

第10条
ご契約が取消しになる場合について記載しています。

第11条
ご契約者からのお申し出による解除（解約）について記載しています。

第12条
所定の重大事由に該当し、当社が解除できる場合について記載しています。

(1)の①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第13条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条（保険料の取扱い—契約内容の変更の承認等の場合）

(1) 次の①から⑤までの場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当社は、下表およびこの保険契約に付帯される特約の規定に従い、算出した額を返還または請求します。

区 分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第3条(告知義務) (3)の③の承認をする場合	ア. 変更前の保険料と変更後の保険料の差額を返還または請求します。
② 保険契約締結の後、第3条(2)の告知なかった事実または事実と異なることを告げたことを当社が知った場合であって、書面をもってその旨を保険契約者に対して通知したとき。ただし、同条(2)の規定により、当社がこの保険契約を解除する場合を除きます。	
③ 第4条(通知義務) (1)および(8)の通知に基づいて保険契約の内容を変更する場合、第6条(契約自動車の譲渡)(1)、第7条(契約自動車の入替)(1)または車両条項第2条(協定保価額)(6)の変更をする場合	<p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 変更前の保険料と変更後の保険料の差額（注1） </div> $\times \left(1 - \begin{array}{ l} \text{既経過期間} \\ \text{（注2）に} \\ \text{対応する別} \\ \text{表Ⅲに掲げ} \\ \text{る短期料率} \end{array} \right)$ <p>ウ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 変更後の保険料と変更前の保険料の差額（注1） </div> $\times \begin{array}{ l} \text{未経過期間（注3）} \\ \text{に対応する別表Ⅲ} \\ \text{に掲げる短期料率} \end{array}$

第14条
当社が保険料を返還する場合、追加保険料を請求できる場合について記載しています。

<p>④ 第4条(1)または(8)に該当する事実が発生したことを当会社が知った場合であって、書面をもってその旨を保険契約者に対して通知したとき。ただし、同条(2)または(7)の規定により、当会社がこの保険契約を解除する場合を除きます。</p>	
<p>⑤ 第8条（契約内容の変更）の承認をする場合または車両条項第2条(5)の変更をする場合</p>	

- (2) (1)の③から⑤までの場合で、当会社が別に定める条件を満たすときの返還または請求の計算は、別表Ⅲに定める短期料率によらず日割または当会社の定める方法によります。

(注1) 保険料の差額

保険期間が1年を超える場合は、保険年度（初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、その保険期間の初日応当日から保険期間の末日までの期間とします。）ごとの保険料の差額とします。

(注2) 既経過期間

第4条（通知義務）(1)に該当する場合は、危険の減少が生じた時までの期間とします。

(注3) 未経過期間

第4条（通知義務）(1)に該当する場合は、危険増加が生じた時以降の期間とします。

第15条（保険料の取扱い—無効の場合）

第9条（保険契約の無効）の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第16条（保険料の取扱い—取消しの場合）

第10条（保険契約の取消し）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の取扱い—解除の場合）

- (1) 当会社がこの保険契約を解除した場合または保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、この保険契約に付帯される特約の規定に従い保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (2) 保険契約者がこの保険契約を解除したことに伴い、当会社が、この保険契約に付帯される特約の規定により保険料を請求した場合において、保険契約者が請求された保険料の支払を怠ったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、第11条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

ご契約者が契約内容の変更を申し出られた場合についても、当社は所定の保険料を返還または追加保険料を請求できません。

第15条

ご契約が無効となった場合の、保険料の取扱いについて記載しています。

第16条

ご契約が取消しとなった場合の、保険料の取扱いについて記載しています。

第17条

ご契約が解除となった場合の保険料の取扱いについて記載しています。

第18条
事故が発生した場合に、ご契約者または補償の対象となる方にご対応いただく事項について記載しています。

第18条（事故発生時の義務）

保険契約者、被保険者または保険金請求権者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑩までの義務を履行しなければなりません。

区 分	義務の内容
① 損害防止義務	損害の発生および拡大の防止につとめ、または運転者その他の者に対しても損害の発生および拡大の防止につとめさせること。
② 事故発生通知義務	事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容通知義務	次のア. からウ. までの事項を遅滞なく、書面または当会社の定める方法で、当会社に通知すること。 ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称 イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 盗難届出義務	契約自動車盗難にあった場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑤ 修理着工前確認義務	契約自動車を修理する場合は、必要な応急の仮手当をするときを除き、修理工場の選定も含め、あらかじめ当会社の承認を得ること。
⑥ 権利保全行使義務	他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。
⑦ 賠償責任承認前確認義務	損害賠償の請求を受けた場合は、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を講じるときを除き、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。
⑧ 訴訟通知義務	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑨ 他保険通知義務	他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
⑩ 書類提出等義務	③のほか、次のア. およびイ. に定めること。 ア. 当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出すること。 イ. 当社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合は、これに応じ、必要な証明を求めた場合は、これに協力すること。

(注1)損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2)他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第19条 (事故発生時の義務—人身傷害事故の特則)

(1) 人身傷害事故(注1)によって被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が人身傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の①から⑤までの事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

① 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

② 対人賠償保険等(注2)の有無およびその内容

③ 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容

④ 賠償金請求権者が、同条項第1条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等(注2)の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額

⑤ 人身傷害事故(注1)の原因となった、契約自動車以外の自動車がある場合は、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係

(2) (1)のほか、保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(3) 被保険者は、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減につとめなければなりません。

(4) 保険契約者または保険金請求権者は、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行う場合、または賠償義務者と合意する場合は、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。

(5) 当会社は、賠償義務者または人身傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

(注1)人身傷害事故

人身傷害補償条項第1条(保険金を支払う場合)

(1)に規定する人身傷害事故をいいます。

(注2)対人賠償保険等

人身傷害事故により、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

第20条 (事故発生時の義務違反)

保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、正当な理由がなく第18条(事故発生時の義務)または前条(1)、(2)もしくは(4)の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

区 分	差引金額
① 第18条①の損害防止義務違反	発生および拡大を防止することができたと認められる損害の額

第19条

人身傷害補償保険の対象となる事故が発生した場合に、ご契約者または補償の対象となる方にご対応いただく事項を記載しています。

第20条

ご契約者または補償の対象となる方が、事故発生時の義務(第18条および第19条参照)を履行されなかった場合の取扱いについて記載しています。

② 第18条②の事故発生通知義務違反	当会社が被った損害の額
③ 第18条③の事故内容通知義務違反	
④ 第18条④の盗難届出義務違反	
⑤ 第18条⑤の修理着工前確認義務違反	
⑥ 第18条⑥の権利保全行使義務違反	
⑦ 第18条⑦の賠償責任承認前義務違反	損害賠償責任がないと認められる額
⑧ 第18条⑧の訴訟通知義務違反	当会社が被った損害の額
⑨ 第18条⑨の他保険通知義務違反	
⑩ 第18条⑩または前条(1)もしくは(2)の書類提出等義務違反	
⑪ 前条(4)の事前確認義務違反	

(注)損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第21条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合は、当社は、それらの額の合計額を、損害額（注）から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (3) 対人賠償責任条項第9条（費用）(2)の臨時費用および車両条項第11条（支払保険金の計算）(2)の臨時費用に関しては、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われた場合は、(1)および(2)の規定にかかわらず、当社は、それらの額の合計額を、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。
- (4) (2)の損害額（注）は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(注)損害額

それぞれの保険契約または共済契約において、損害額が異なる場合は、いずれか高い額をいいます。

第21条

この保険契約の他に、保険金の支払要件を同じくする他の保険契約や共済契約が締結されていた場合の、保険金のお支払い方法について記載しています。

☞この保険契約以外の他の保険契約などによって、優先的に保険金が支払われる場合は、当社は超過額についてのみ保険金をお支払いします。

☞免責金額が設定されている場合の取扱いについて記載しています。

第22条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。

区 分	保険金請求権発生の時	
① 対人賠償責任条項および対物賠償責任条項に係る保険金	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時	
② 人身傷害補償条項に係る保険金	ア. 被保険者が死亡した場合	死亡した時
	イ. 被保険者に後遺障害が生じた場合	後遺障害が生じた時
	ウ. 被保険者が傷害を被った場合	被保険者が平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった時
③ 車両条項に係る保険金	損害発生の時	

- (2) 被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書（注1）については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 公の機関が発行する交通事故証明書（注1）
- ④ 契約自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ⑤ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑥ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑦ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑧ 対人賠償責任条項および対物賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑨ 対物賠償責任条項または車両条項に係る保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注2）および被害が生じた物の写真（注3）
- ⑩ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠と

第22条
保険金請求権の発生時期、保険金請求の方法などについて記載しています。

☞保険金請求をする際の必要提出書類について記載しています。

してこの保険契約に付帯される特約の規定に定めるものおよび保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めるもの

- (3) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 対人賠償責任条項第9条（費用）(2)の臨時費用の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。
- (5) 人身傷害補償条項に係る保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行うものとします。
- (6) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（内縁を含みません。③において同様とします。）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (7) (6)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。
- (8) 保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 交通事故証明書

人の死傷を伴う事故または契約自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊を伴う事故の場合にかぎります。

(注2) 見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注3) 写真

画像データを含みます。

☞被保険者に保険金請求ができない事情がある場合は、所定の代理人が保険金を請求することができます。

第23条（保険金の支払時期）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注2）または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容

第23条

当社が保険金をお支払いする時期および保険金をお支払いするために必要な確認事項について記載しています。

- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4) 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注1)請求完了日
被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(6)の規定による手続きを完了した日をいいます。
- (注2)損害の額
契約自動車の価額を含みます。
- (注3)次の①から⑤までに掲げる日数
①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注4)照会
弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会
その他法令に基づく照会を含みます。
- (注5)これに応じなかった場合
必要な協力を行わなかった場合を含みます。

☞上記(1)の確認に特別な調査等が必要な場合の取扱いについて記載しています。

第24条(当社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、人身傷害に関して、第18条(事故発生時の義務)②もしくは③の通知または第22条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者、保険金請求権者または保険金を受け取るべき者に対し当社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

第24条
当社が人身傷害事故の通知を受けた場合において、当社が指定する医師の診断書等の提出を求めることができる旨を記載しています。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。
- （注1）死体の検案
死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- （注2）費用
収入の喪失を含みません。

第25条（損害賠償額の請求および支払）

- (1) 損害賠償請求権者が対人賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）または対物賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、②の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
- ① 損害賠償額の請求書
 - ② 公の機関が発行する交通事故証明書
 - ③ 死亡に関する損害賠償額の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
 - ④ 後遺障害に関する損害賠償額の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
 - ⑤ 傷害に関する損害賠償額の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
 - ⑥ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑦ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
 - ⑧ その他当社が(7)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (2) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (3) (1)の請求は、被害者ごとに損害賠償請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。
- (4) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいなるときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（内縁を含みません。③において同様とします。）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者または②以外の3親等内の親族
- (5) (4)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支

第25条
事故の被害者の方が、対人賠償責任条項第8条または対物賠償責任条項第8条に基づき、直接請求をする場合の、損害賠償額の請求方法および支払い時期などについて記載しています。

払った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

- (6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合または(1)、(2)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。
- (7) 当社は、対人賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)、対物賠償責任条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権）(2)または同条(7)のいずれかに該当する場合は、請求完了日（注3）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の①から⑤までの確認を終え、損害賠償額を支払います。
- ① 損害賠償額の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、事故と損害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- (8) (7)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(7)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注3）からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数（注4）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。
- ① (7)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注5） 180日
 - ② (7)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (7)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(7)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (7)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (9) (7)および(8)に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注6）は、これにより確認が遅延した期間については、(7)または(8)の期間に算入しないものとします。
- (注1)見積書

既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(注2)写真

画像データを含みます。

(注3)請求完了日

損害賠償請求権者が(1)および(4)の規定による手続きを完了した日をいいます。

(注4)次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注5)照会

弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注6)これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第26条 (時効)

保険金請求権は、第22条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第27条 (損害賠償額請求権の行使期限)

対人賠償責任条項第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)および対物賠償責任条項第8条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第28条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金請求権者が被保険者等債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その被保険者等債権(注)は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額を保険金として支払った場合
被保険者等債権(注)の全額
- ② ①以外の場合
被保険者等債権(注)の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金請求権者が引き続き有する被保険者等債権(注)は、当会社に移転した被保険者等債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 被保険者または保険金請求権者が取得した被保険者等債権(注)が車両損害に関するものである場合は、当会社は、正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使できません。ただし、次の①から⑤までのいずれかに該当する損害に対しては、当会社はその権利を行使することができます。

- ① 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ② 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで契約自動車を運転している場合に生じた損害
- ③ 正当な権利により契約自動車を使用または管理していた者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第

第26条
保険金請求権者が保険金を請求することができる期日について記載しています。

第27条
事故の被害者の方が、対人賠償責任条項第8条および対物賠償責任条項第8条に基づき、直接請求をする場合の請求権の行使期限を記載しています。

第28条
当社が保険金をお支払いした場合に、被保険者・保険金請求権者が有する第三者への損害賠償請求権その他の債権が当社に移転する旨を記載しています。

65条第1項に定める酒気を帯びた状態で契約自動車
を運転している場合に生じた損害

- ④ 正当な権利により契約自動車を使用または管理し
ていた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー
等の影響により正常な運転ができないおそれがある
状態で契約自動車を運転している場合に生じた損害

- ⑤ 自動車取扱業者が業務として受託した契約自動車
を使用または管理している間に生じた損害

- (4) 被保険者および保険金請求権者は、(1)により取得し
た被保険者等債権（注）を当社が行使するにあつて、
当社が必要とする書類または証拠となるものの
提出等を求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、当社
が行う損害の調査に協力しなければなりません。こ
の場合において、当社に協力するために必要な費用
は、当社の負担とします。

(注)被保険者等債権

損害賠償請求権その他の債権をいい、人身傷害補償
条項に係る保険金を支払った損害について、被保険者
および保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、
共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の
場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第29条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を
得て、この保険契約に適用される普通保険約款および
特約に関する権利および義務を第三者に移転させるこ
とができます。ただし、保険契約者がこの権利および
義務を契約自動車の譲受人（注）に移転させる場合は、
第6条（契約自動車の譲渡）(1)の規定によるものと
します。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書
面をもってその旨を当社に申し出て、承認の請求を
行わなければなりません。

- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、
その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの
保険契約に適用される普通保険約款および特約に関す
る権利および義務が移転するものとします。

(注)譲受人

所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借
契約に基づく貸主を含みます。

第30条（保険契約者または保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または保険金を
受け取るべき者が2名以上である場合は、当社は、
代表者1名を定めることを求めることができます。こ
の場合において、代表者は他の保険契約者または保険
金を受け取るべき者を代理するものとします。

- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明ら
かでない場合は、保険契約者または保険金を受け取る
べき者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の
保険契約者または保険金を受け取るべき者に対しても
効力を有するものとします。

- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者
は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款お
よび特約に関する義務を負うものとします。

第31条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内にお
ける裁判所に提起するものとします。

第32条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本
国の法令に準拠します。

第29条

保険契約者を変更す
る場合の取扱いにつ
いて記載しています。

☞ご契約者が亡く
なられた場合のこの
保険契約の取扱いに
ついて記載していま
す。

第30条

保険契約者または保
険金を受け取るべき
者が2名以上である
場合の取扱いにつ
いて記載しています。

<別表I> 後遺障害等級表

この表は、人身傷害補償条項に使用します。

表1 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害
第1級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

注1 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

注2 既に後遺障害があった同一部位について、事故により、後遺障害の程度が加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する損害額から、既にあった後遺障害に該当する等級に対応する損害額を差し引いた額を損害額とします。

表2 表1以外の後遺障害

等級	後遺障害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

	<p>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの</p> <p>(5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの</p> <p>(6) 1 上肢の用を全廃したもの</p> <p>(7) 1 下肢の用を全廃したもの</p> <p>(8) 両足の足指の全部を失ったもの</p>
第6級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの</p>
第7級	<p>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1 手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(12) 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睪丸を失ったもの</p>
第8級	<p>(1) 1 眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1 手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1 手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1 下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(6) 1 上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1 下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1 下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1 足の足指の全部を失ったもの</p>

第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したのまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 生殖器に著しい障害を残すもの
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの

	(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手のご指を失ったもの (10) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 男子の外貌に著しい醜状を残すもの (15) 女子の外貌に醜状を残すもの
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの (3) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 1手のご指の用を廃したもの (7) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの (8) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの (9) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (10) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの (10) 男子の外貌に醜状を残すもの

注1 視力の測定は、万国式視力表によるものとします。屈折異状のあるものについては、矯正視力を測定するものとします。

注2 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

注3 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

注5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注6 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

注7 同一事故により、表2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合は、次の①から④までに定めるところによります。

① 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。

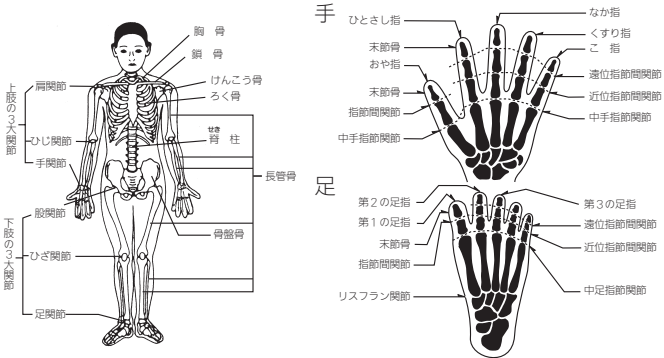
② ①以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。

③ ①および②以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。

④ ①から③まで以外の場合、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

注8 既に後遺障害があった同一部位について、事故により、後遺障害の程度が加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する損害額から、既にあった後遺障害に該当する等級に対応する損害額を差し引いた額を損害額とします。

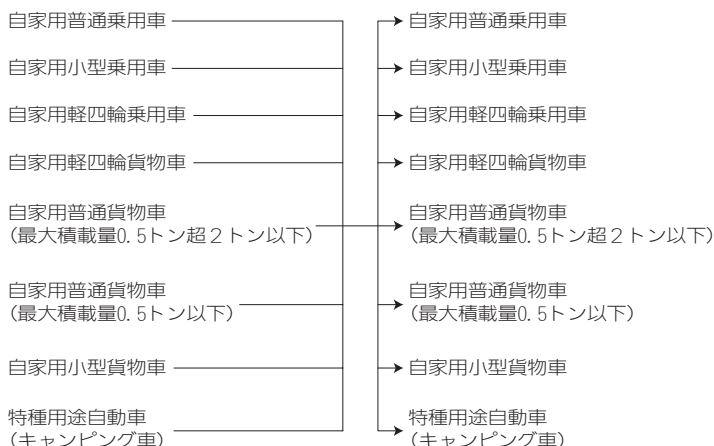
関節などの説明図



<別表Ⅱ> 契約自動車の入替ができる用途および車種の区分表

契約自動車

新たに取得し、もしくは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れる自動車、または契約自動車を廃車、譲渡もしくは返還する場合の所有する自動車



注1 特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

注2 上記のほか、自動車の用途および車種の区分は、自動車の登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色、自動車検査証（自動車届出済証を含みます。）の記載事項等に基づき当社が定める区分によるものとします。

<別表Ⅲ> 短期料率表（保険期間が1年の場合）

既経過期間 または 未経過期間	1 か 月	2 か 月	3 か 月	4 か 月	5 か 月	6 か 月	7 か 月	8 か 月	9 か 月	10 か 月	11 か 月	12 か 月
短期料率	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

注1 保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が1年を超える場合の短期料率は、保険年度（初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、1年未満の端日数がある場合は、その保険期間の初日応当日から保険期間の末日までの期間とします。）ごとの既経過期間または未経過期間に対応する短期料率とし、最終保険年度が1年に満たない場合は、注2によります。

注2 保険期間が1年に満たない場合は、次の数値を短期料率とします。

$$\frac{\text{既経過期間または未経過期間に対応する月数}}{\text{保険期間に対応する月数}}$$

注3 既経過期間、未経過期間および保険期間について、1か月に満たない日数がある場合は、これを1か月とします。

第1 傷害による損害

傷害による損害は、被保険者が被った積極損害、休業損害、精神的損害とします。

なお、「臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)」第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。)であるときは、その処置に伴い生じた損害を含みます。

損害の種類	支払保険金の額等			
1. 積極損害	(1) 治療関係費	① 応急手当費	応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とします。	
		② 診察料	必要かつ妥当な実費とします。	
		③ 入院料	原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。ただし、傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とします。	
		④ 投薬料、手術料、処置料等	必要かつ妥当な実費とします。	
		⑤ 通院費、転院費、入・退院費	必要かつ妥当な実費とします。なお、通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。	
		⑥ 看護料	原則として、医師がその療養上看護が必要と認めた場合にかぎり、次のア、またはイ、に定めるとおりとします。	
			ア. 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者が看護した場合	厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の料金(食費を含みます。)とします。
イ. 近親者等が看護した場合	(ア) 入院看護をした場合は、1日につき4,100円とします。 (イ) 医師の指示により入院看護に代えて自宅看護をした場合は、1日につき2,050円とします。 (ウ) 12歳以下の子供または歩行困難な者の通院に付添った場合は、1日につき2,050円とします。			

	<p>⑦ 入院中の諸雑費</p> <p>療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。</p> <p>⑧ 柔道整復等の費用</p> <p>免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。</p> <p>⑨ 義肢等の費用</p> <p>ア. 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補綴、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含みます。）、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とします。 イ. 上記ア. に掲げる用具を使用していた者が、傷害に伴いその用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。</p> <p>⑩ 診断書等の費用</p> <p>必要かつ妥当な実費とします。</p>		
	<p>(2) その他の費用</p> <p>上記(1)以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。</p>		
2. 休業損害	<p>受傷により収入（専ら被保険者本人の労働の対価として得ているもの）が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。 なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。</p> <p>(1) 有職者の場合 次の①から④までの算定方法によります。ただし、提出資料上1日あたりの減収額が5,700円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とします。 なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。</p> <p>① 給与所得者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">【算式】</td> <td style="text-align: center;"> $\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90\text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$ </td> </tr> </table> <p>ア. 事故直前3か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額（本給および付加給）により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い者が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料にもとづき決定します。</p> <p>イ. 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。</p> <p>ウ. 賞与等について、現実に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。</p> <p>エ. 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。</p>	【算式】	$\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90\text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$
【算式】	$\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90\text{日}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$		

② 商工鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者

【算式】	$\frac{\text{事故前1か年間の収入額} - \text{必要経費}}{365\text{日}} \times \text{寄与率}$	× 休業損害の対象となる日数

- ア. 事故前1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。
- イ. 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。
- ウ. 代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えてその代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。

③ 自由業者

【算式】	$\frac{\text{事故前1か年間の収入額(固定給を除く)} - \text{必要経費}}{365\text{日}}$	× 休業損害の対象となる日数

- ア. 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む者であって、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業、その他これに準ずる者をいいます。
- イ. 事故前1か年間の収入額、必要経費、代替労力については「② 商工鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者」に準じます。

④ アルバイト・パートタイマー

「① 給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

【算式】	$\frac{\text{事故直前3か月間の就労日数}}{90\text{日}} \times \text{休業した期間の延べ日数}$

(2) 家事従事者

現実に家事に従事できなかった日数に対し、1日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、実治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

(3) 金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法（昭和25年法律第144号）の被保護者等現に労働の対価としての収入のない者は、支払の対象となりません。

3. 精神的損害

付表Ⅱに基づき計算した金額を基準とします。なお、被保険者の受傷の態様が重傷（脳挫傷、胸腹部臓器破裂等を含みます。）の場合は、具体的な傷害の部位・程度、治療の内容等を勘案し、25%の範囲内で割り増します。また、妊婦が胎児を死産または流産した場合は、次の金額を加えます。

妊 娠 月 数	金 額
3か月（12週）以内	30万円
4か月（13週）以上6か月（24週）以内	50万円
7か月（25週）以上	80万円

第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表Ⅰによります。

損害の種類	支払保険金の額等															
1. 逸失利益	後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じた「得べかりし経済的利益の損失」をいい、原則として、(2)に従い、被保険者の区分に応じた計算方法で計算します。															
	(1) 用語 逸失利益の計算において使用される用語は、次のとおりとします。															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="265 426 967 477" style="text-align: center;">用 語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="265 483 967 515" style="text-align: center;">① 収入額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="283 521 464 953" style="width: 25%; vertical-align: top;">ア. 現実収入額</td> <td data-bbox="467 521 967 953">事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="283 959 464 1011" style="vertical-align: top;">イ. 年齢別平均給与額</td> <td data-bbox="467 959 967 1011" rowspan="2">付表Ⅰによります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="283 1016 464 1106" style="vertical-align: top;">ウ. 全年齢平均給与額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="265 1111 464 1220" style="vertical-align: top;">② 労働能力喪失率</td> <td data-bbox="467 1111 967 1220">付表Ⅲに定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="265 1226 464 1353" style="vertical-align: top;">③ 労働能力喪失期間</td> <td data-bbox="467 1226 967 1353">付表Ⅵに定める年齢に対応する就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="265 1359 464 1448" style="vertical-align: top;">④ ライフニッツ係数</td> <td data-bbox="467 1359 967 1448">労働能力喪失期間（年数）に対応するライフニッツ係数は、付表Ⅳによります。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語		① 収入額		ア. 現実収入額	事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。	イ. 年齢別平均給与額	付表Ⅰによります。	ウ. 全年齢平均給与額	② 労働能力喪失率	付表Ⅲに定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。	③ 労働能力喪失期間	付表Ⅵに定める年齢に対応する就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。	④ ライフニッツ係数	労働能力喪失期間（年数）に対応するライフニッツ係数は、付表Ⅳによります。
用 語																
① 収入額																
ア. 現実収入額	事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。															
イ. 年齢別平均給与額	付表Ⅰによります。															
ウ. 全年齢平均給与額																
② 労働能力喪失率	付表Ⅲに定める各等級に対応する労働能力喪失率を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。															
③ 労働能力喪失期間	付表Ⅵに定める年齢に対応する就労可能年数を上限として、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。															
④ ライフニッツ係数	労働能力喪失期間（年数）に対応するライフニッツ係数は、付表Ⅳによります。															

(2) 被保険者区分別計算方法

区 分	計算方法										
① 家事従事者 以外の有職者	<p>次のア. またはイ. のいずれか高い額とします。</p> <p>ア.</p> <table border="1" data-bbox="464 268 930 363"> <tr> <td>現実収入額</td> <td>×</td> <td>労働能力喪失率</td> <td>×</td> <td>労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数</td> </tr> </table> <p>イ.</p> <table border="1" data-bbox="464 401 930 496"> <tr> <td>年齢別平均給与額</td> <td>×</td> <td>労働能力喪失率</td> <td>×</td> <td>労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数</td> </tr> </table> <p>ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。</p> <p>なお、退職後1年を経過していない失業者(定年退職者等を除きます。)については、「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。</p>	現実収入額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数	年齢別平均給与額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数
現実収入額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数							
年齢別平均給与額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数							
② 家事従事者 および18歳以上の学生	<table border="1" data-bbox="464 820 930 915"> <tr> <td>年齢別平均給与額</td> <td>×</td> <td>労働能力喪失率</td> <td>×</td> <td>労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数</td> </tr> </table> <p>ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。</p>	年齢別平均給与額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数					
年齢別平均給与額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数							
③ 幼児および18歳未満の学生	<table border="1" data-bbox="464 1113 930 1209"> <tr> <td>全年齢平均給与額</td> <td>×</td> <td>労働能力喪失率</td> <td>×</td> <td>労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数</td> </tr> </table>	全年齢平均給与額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数					
全年齢平均給与額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数							
④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者	<table border="1" data-bbox="464 1233 930 1328"> <tr> <td>年齢別平均給与額</td> <td>×</td> <td>労働能力喪失率</td> <td>×</td> <td>労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数</td> </tr> </table> <p>ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。</p>	年齢別平均給与額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数					
年齢別平均給与額	×	労働能力喪失率	×	労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数							

2. 精神的 損害	後遺障害等級別に次の金額を基準とします。		
	後遺障害等級	父母・配偶者・子の いずれかがいる場合	左記以外
	第1級	2,200万円	1,400万円
	第2級	1,900万円	1,200万円
	第3級	1,500万円	1,000万円
	第4級	950万円	
	第5級	750万円	
	第6級	650万円	
	第7級	550万円	
	第8級	450万円	
	第9級	350万円	
	第10級	250万円	
	第11級	180万円	
	第12級	130万円	
	第13級	90万円	
第14級	50万円		
3. 将来の 介護料	将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記の(1)および(2)に従い、次の算式により計算します。		
	介護料および諸雑費	× 12 ×	介護期間に対応する ライブニッツ係数
	(1) 別表Ⅰの表1の第1級に該当する後遺障害の場合		
	介護料および諸雑費	1か月につき20万円とします。	
	介護期間	障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表Ⅴに定める平均余命の範囲内で決定します。	
ライブニッツ係数	介護期間（年数）に対応するライブニッツ係数は付表Ⅳによります。		
(2) 別表Ⅰの表1の第2級、別表Ⅰの表2の第1級、第2級または第3級(3)もしくは(4)に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合			
介護料および諸雑費	1か月につき10万円とします。		
介護期間	障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断等を勘案し、付表Ⅴに定める平均余命の範囲内で決定します。		
ライブニッツ係数	介護期間（年数）に対応するライブニッツ係数は付表Ⅳによります。		
4. その他の 損害	上記1. から3. まで以外の後遺障害による損害については、将来支出される費用を含み、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。なお、将来支出される費用の算出にあたっては、中間利息をライブニッツ係数により控除して認定します。		

第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

損害の種類	支払保険金の額等																												
1. 葬儀費	60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、120万円を限度として実費を支払います。																												
2. 逸失利益	<p>死亡により生じた「得べかりし経済的利益の損失」をいい、原則として、(2)および(3)に従い、被保険者の区分および年金等の受給の有無に応じた計算方法で計算します。</p> <p>(1) 用語 逸失利益の計算において使用される用語は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">用 語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">① 収入額</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">ア. 現実収入額</td> <td>事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎と決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、退職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。</td> </tr> <tr> <td>イ. 年齢別平均給与額</td> <td>付表Ⅰによります。</td> </tr> <tr> <td>ウ. 全年齢平均給与額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 生活費</td> <td>被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>被扶養者の人数</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>③ 就労可能年数</td> <td>付表Ⅵによります。</td> </tr> <tr> <td>④ ライプニッツ係数</td> <td>就労可能年数に対応するライプニッツ係数は付表Ⅳにより、また、平均余命年数に対応するライプニッツ係数は付表Ⅳおよび付表Ⅴによります。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語		① 収入額		ア. 現実収入額	事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎と決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、退職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。	イ. 年齢別平均給与額	付表Ⅰによります。	ウ. 全年齢平均給与額		② 生活費	被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>被扶養者の人数</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	被扶養者の人数	割 合	なし	50%	1人	40%	2人	35%	3人以上	30%	③ 就労可能年数	付表Ⅵによります。	④ ライプニッツ係数	就労可能年数に対応するライプニッツ係数は付表Ⅳにより、また、平均余命年数に対応するライプニッツ係数は付表Ⅳおよび付表Ⅴによります。
用 語																													
① 収入額																													
ア. 現実収入額	事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準ずる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎と決定します。 なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、退職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。																												
イ. 年齢別平均給与額	付表Ⅰによります。																												
ウ. 全年齢平均給与額																													
② 生活費	被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。 なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた者をいいます。																												
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>被扶養者の人数</th> <th>割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>3人以上</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>	被扶養者の人数	割 合	なし	50%	1人	40%	2人	35%	3人以上	30%																		
被扶養者の人数	割 合																												
なし	50%																												
1人	40%																												
2人	35%																												
3人以上	30%																												
③ 就労可能年数	付表Ⅵによります。																												
④ ライプニッツ係数	就労可能年数に対応するライプニッツ係数は付表Ⅳにより、また、平均余命年数に対応するライプニッツ係数は付表Ⅳおよび付表Ⅴによります。																												

(2) 被保険者区分別計算方法

区 分	計算方法
① 家事従事者以外の有職者	<p>次のア. またはイ. のいずれか高い額とします。</p> <p>ア.</p> $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{現 実} \\ \hline \text{収 入 額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生 活 費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就 労 可 能 年 数 に} \\ \hline \text{対 応 す る ラ イ プ} \\ \hline \text{ニ ッ ツ 係 数} \\ \hline \end{array}$ <p>イ.</p> $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{年 齢 別} \\ \hline \text{平 均} \\ \hline \text{給 与 額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生 活 費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就 労 可 能 年 数 に} \\ \hline \text{対 応 す る ラ イ プ} \\ \hline \text{ニ ッ ツ 係 数} \\ \hline \end{array}$ <p>ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数内の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。</p> <p>なお、退職後1年を経過していない失業者（定年退職者等を除きます。）については、「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。</p>
② 家事従事者および18歳以上の学生	$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{年 齢 別} \\ \hline \text{平 均} \\ \hline \text{給 与 額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生 活 費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就 労 可 能 年 数 に} \\ \hline \text{対 応 す る ラ イ プ} \\ \hline \text{ニ ッ ツ 係 数} \\ \hline \end{array}$ <p>ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数内の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。</p>
③ 幼児および18歳未満の学生	$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{全 年 齢} \\ \hline \text{平 均} \\ \hline \text{給 与 額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生 活 費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就 労 可 能 年 数 に} \\ \hline \text{対 応 す る ラ イ プ} \\ \hline \text{ニ ッ ツ 係 数} \\ \hline \end{array}$
④ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者	$\left(\begin{array}{ c } \hline \text{年 齢 別} \\ \hline \text{平 均} \\ \hline \text{給 与 額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{生 活 費} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{就 労 可 能 年 数 に} \\ \hline \text{対 応 す る ラ イ プ} \\ \hline \text{ニ ッ ツ 係 数} \\ \hline \end{array}$ <p>ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合は、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。</p>

(3) 年金等の受給者

被保険者が年金等の受給者（各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含みません。）である場合は、(2)の額に加えて、次の算式により算出された額を加えるものとします。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{年 金 等} \\ \hline \text{の 額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{生 活 費} \\ \hline \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{死 亡 時 の 年 齢} \\ \hline \text{に お け る 平 均} \\ \hline \text{余 命 年 数 の ラ} \\ \hline \text{イ プ ニ ッ ツ 係} \\ \hline \text{数} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{死 亡 時 の 年 齢} \\ \hline \text{に お け る 就 労} \\ \hline \text{可 能 年 数 の ラ} \\ \hline \text{イ プ ニ ッ ツ 係} \\ \hline \text{数} \\ \hline \end{array} \right)$$

3. 精神的 損害	被保険者の属性別に次の金額を基準とします。	
	被保険者の属性	金 額
	被保険者が一家の支柱である場合	2,200万円
	被保険者が18歳未満である場合（有職者を除きます。）	1,600万円
	被保険者が65歳以上の者である場合	1,500万円
	被保険者が上記以外である場合	1,600万円
4. その他の 損害	上記1. から3. まで以外の死亡による損害は、事故と相当因果関係のある範囲内で、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。	

付表 I 年齢別平均給与額表 (平均月額)

年齢	男子	女子	年齢	男子	女子
歳	円	円	歳	円	円
全年齢 平均給与額	415,400	275,100			
18	187,400	169,600	43	478,300	301,000
19	199,800	175,800	44	482,000	298,800
20	219,800	193,800	45	485,600	296,500
21	239,800	211,900	46	489,300	294,300
22	259,800	230,000	47	492,900	292,000
23	272,800	238,700	48	495,500	291,800
24	285,900	247,400	49	498,100	291,700
25	298,900	256,000	50	500,700	291,600
26	312,000	264,700	51	503,300	291,400
27	325,000	273,400	52	505,800	291,300
28	337,300	278,800	53	500,700	288,500
29	349,600	284,100	54	495,500	285,600
30	361,800	289,400	55	490,300	282,800
31	374,100	294,700	56	485,200	280,000
32	386,400	300,100	57	480,000	277,200
33	398,000	301,900	58	455,400	269,000
34	409,600	303,700	59	430,900	260,900
35	421,300	305,500	60	406,300	252,700
36	432,900	307,300	61	381,700	244,500
37	444,500	309,100	62	357,200	236,400
38	450,500	307,900	63	350,100	236,400
39	456,600	306,800	64	343,000	236,400
40	462,600	305,600	65	336,000	236,500
41	468,600	304,500	66	328,900	236,500
42	474,700	303,300	67	321,800	236,500
			68～	314,800	236,600

付表Ⅱ 傷害による精神的損害額表（隔日以上通院の場合）

（単位：万円）

治療開始日からの経過月数	1か 月 目	2か 月 目	3か 月 目	4か 月 目	5か 月 目	6か 月 目	7か 月 目	8か 月 目	9か 月 目	10か 月 目	11か 月 目	12か 月 目	13か 月 目	14か 月 目	15か 月 目以降
入院の場合	25.2	25.2	25.2	20.2	17.6	15.1	12.6	11.4	10.0	7.6	7.6	6.3	5.0	3.8	3.8
通院の場合 （隔日以上通院の場合）	12.6	12.6	12.6	10.1	8.8	7.6	6.3	6.3	5.0	5.0	3.8	2.6	2.6	2.5	2.5

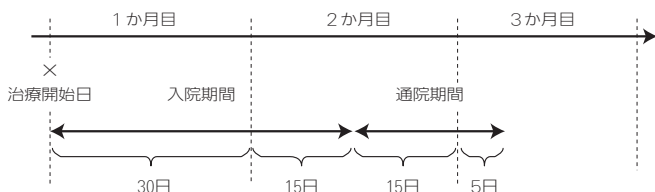
〔適用上の注意〕

1. 入院期間に対する精神的損害額は、入院期間に対応する上表の額の合計額とし、通院期間に対応する精神的損害額は、通院期間に対応する上表の額の合計額とします。ただし、入院期間または通院期間において1か月未満の端日数が生じた月目については、その端日数が生じた月目の上表の額を日割計算します。
2. 通院の場合の上表の額は、通院期間に対して通院実日数（医師による往診日数を含みます。以下同様とします。）が隔日以上の日数である場合の通院の精神的損害額とします。したがって、通院実日数が隔日を下回る日数である場合は、次の算式により通院期間に対する精神的損害額を決定します。

$$\boxed{\text{通院期間に対応する上表の額の合計額}} \times \frac{\boxed{\text{通院実日数} \times 2}}{\boxed{\text{通院期間}}}$$

3. 上表の適用にあたっては、30日を1か月とみなします。
（例）入院期間45日、通院期間20日、通院実日数5日の場合

（単位：万円）



$$\text{入院期間に対する精神的損害額} = 25.2 + 25.2 \times \frac{45\text{日} - 30\text{日}}{30\text{日}} = 37.8$$

$$\text{通院期間に対する精神的損害額} = \left\{ 12.6 \times \frac{60\text{日} - 45\text{日}}{30\text{日}} + 12.6 \times \frac{20\text{日} - (60\text{日} - 45\text{日})}{30\text{日}} \right\} \times \frac{5\text{日} \times 2}{20\text{日}} = 4.2$$

$$\text{精神的損害額} = 37.8 + 4.2 = 42.0$$

付表Ⅲ 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

付表Ⅳ ライフニッツ係数表

期 間	ライフニッツ係数	期 間	ライフニッツ係数
年		年	
1	0.952	35	16.374
2	1.859	36	16.547
3	2.723	37	16.711
4	3.546	38	16.868
5	4.329	39	17.017
6	5.076	40	17.159
7	5.786	41	17.294
8	6.463	42	17.423
9	7.108	43	17.546
10	7.722	44	17.663
11	8.306	45	17.774
12	8.863	46	17.880
13	9.394	47	17.981
14	9.899	48	18.077
15	10.380	49	18.169
16	10.838	50	18.256
17	11.274	51	18.339
18	11.690	52	18.418
19	12.085	53	18.493
20	12.462	54	18.565
21	12.821	55	18.633
22	13.163	56	18.699
23	13.489	57	18.761
24	13.799	58	18.820
25	14.094	59	18.876
26	14.375	60	18.929
27	14.643	61	18.980
28	14.898	62	19.029
29	15.141	63	19.075
30	15.372	64	19.119
31	15.593	65	19.161
32	15.803	66	19.201
33	16.003	67	19.239
34	16.193		

注 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢（18歳とします。）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

（例）10歳、労働能力喪失期間20年の場合

$$12.462（20年の係数） - 6.463（8年の係数） = 5.999$$

付表V 第20回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男女	78 85	77 84	76 83	75 82	74 81	73 80	72 79	71 78	70 77	69 76
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男女	68 75	67 74	66 73	65 72	64 71	63 70	62 69	62 68	61 67	60 66
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男女	59 65	58 64	57 63	56 62	55 62	54 61	53 60	52 59	51 58	50 57
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男女	49 56	48 55	47 54	46 53	45 52	44 51	43 50	42 49	41 48	40 47
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男女	39 46	38 45	37 44	37 43	36 42	35 41	34 40	33 39	32 38	31 37
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男女	30 36	29 35	28 34	27 34	27 33	26 32	25 31	24 30	23 29	22 28
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男女	22 27	21 26	20 25	19 24	18 24	18 23	17 22	16 21	15 20	15 19
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男女	14 18	13 18	13 17	12 16	11 15	11 14	10 14	9 13	9 12	8 11
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男女	8 11	7 10	7 9	6 9	6 8	5 7	5 7	5 6	4 6	4 5
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男女	4 5	3 5	3 4	3 4	3 4	2 3	2 3	2 3	2 2	2 2
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男女	2 2	1 2	1 2	1 2	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
	110歳									
男女	1 1									

付表Ⅵ 死亡時の年齢別就労可能年数およびライフニッツ係数

[1] 18歳未満の者に適用する表

年 齢	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者		有 職 者	
	就労可能年数	ライフニッツ係数	就労可能年数	ライフニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

注 幼児・18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者（有職者・家事従事者、18歳以上の学生以外）における就労可能年数およびライフニッツ係数は、下記（例）に準じて算出します。

（例） 3歳の幼児の場合

- (1) 就労の終期（67歳）までの年数64年（67年－3年）に対応する係数 19.119
- (2) 就労の始期（18歳）までの年数15年（18年－3年）に対応する係数 10.380
- (3) 就労可能年数49年（64年－15年）
- (4) 適用する係数 8.739（19.119－10.380）

〔2〕 18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
歳	年		歳	年	
18	49	18.169	58	12	8.863
19	48	18.077	59	12	8.863
20	47	17.981	60	12	8.863
21	46	17.880	61	11	8.306
22	45	17.774	62	11	8.306
23	44	17.663	63	10	7.722
24	43	17.546	64	10	7.722
25	42	17.423	65	10	7.722
26	41	17.294	66	9	7.108
27	40	17.159	67	9	7.108
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	8	6.463
30	37	16.711	70	8	6.463
31	36	16.547	71	7	5.786
32	35	16.374	72	7	5.786
33	34	16.193	73	7	5.786
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	6	5.076
36	31	15.593	76	6	5.076
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	5	4.329
39	28	14.898	79	5	4.329
40	27	14.643	80	5	4.329
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	4	3.546
44	23	13.489	84	4	3.546
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	3	2.723
50	17	11.274	90	3	2.723
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	14	9.899	94	2	1.859
55	14	9.899	95	2	1.859
56	13	9.394	96	2	1.859
57	13	9.394	97	2	1.859
			98	2	1.859
			99	2	1.859
			100	2	1.859
			101～	1	0.952